

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部男女参画・県民活動課に備え置き、平成28年8月30日まで縦覧に供する。

平成28年7月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあつた年月日

平成28年6月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人UK ドッグセラピー協会

久米川 重子

丸亀市飯野町東分1399番地2

3 定款に記載された目的

この法人は、高齢者の方、児童、一般の方々に対して、アニマルセラピー活動（動物介在活動、動物介在療法、動物介在教育）を中心に、セラピードッグやファシリティドッグの育成と普及に関する事業を行い、動物愛護の精神にのっとり、動物の社会参加についての普及、啓蒙、動物による人々の生活の質の向上に寄与することを目的とする。